

電気料金の経過措置に関する報告書（案）

2019年4月26日

電力・ガス基本政策小委員会

目次

1. 経過措置適用区域指定等基準について	5
2. 経過措置適用区域指定等基準に照らした競争状況の評価について	7
3. 経過措置の撤廃に関する諸課題について	9
(1) 個別の経過措置料金メニューについて	9
①農事用電力向け料金メニュー	9
②公衆街路灯向け料金メニュー	12
③その他の料金メニュー	13
(2) その他経過措置に関連する制度について	13
①燃料費調整制度	13
②三段階料金制度	15
③最終保障供給制度	15
④常時バックアップ	17
4. 事後監視等について	18
5. 指定の見直しについて	19
おわりに	20

はじめに

2016年4月の電力小売全面自由化に際しては、大手電力会社（旧一般電気事業者）による「規制なき独占」に陥る事態を防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、2020年3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続することが、改正電気事業法において規定され、それに基づき現時点においても経過措置料金が維持されている。

本経過措置は、原則として2020年3月末をもって撤廃されることとなる一方、改正電気事業法においては、「適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する」供給区域については、同年4月以降も、経過措置料金が引き続き存続することとなる。経済産業大臣による指定に当たり、多数の需要家が契約している経過措置料金を撤廃する場合の実務的な課題等については多岐にわたるため、それぞれの検討課題の性質に応じ、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会においてそれぞれ検討を行ってきた。具体的には、2017年10月以降、電力・ガス基本政策小委員会においては、経過措置に関する課題として、経過措置料金に組み込まれた三段階料金や燃料費調整等の諸制度の他、経過措置料金に関連した最終保障供給や常時バックアップの仕組み等について計10回にわたり検討を行う一方、電力・ガス取引監視等委員会においては、「電気の経過措置料金に関する専門会合」において、経過措置適用区域の指定及び解除基準（以下「経過措置適用区域指定等基準」という。）や、経過措置撤廃後の事後監視等について、計9回にわたり検討を行ってきた。

この度、電力・ガス基本政策小委員会及び電気の経過措置料金に関する専門会合におけるこれまでの議論によって、経過措置に関する課題や、経過措置適用区域指定等基準等について一定の結論が得られたことから、本報告書においてそれらの取りまとめを行う。

(参考) 電気事業法等の一部を改正する法律 附則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄¹

(みなし小売電気事業者の供給義務等)

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域（離島（新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。）を除く。以下この項において同じ。）であって、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」という。）における一般の需要（みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給（附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給をいう。）を開始した旧供給地点（附則第二十三条第一項に規定する旧供給地点をいう。）における需要及び特定規模需要（旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。）を除く。）であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「特定需要」という。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「特定小売供給」という。）を拒んではならない。

一～二

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3～5 (略)

6 経済産業大臣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（次項において「平成二十七年改正法施行日」という。）前においても、第一項並びに附則第二十五条の五及び第二十五条の十第四項の規定の例により、指定旧供給区域を指定することができる。

7 (略)

¹ 施行日は2020年4月1日。ただし、第十二条中電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十六条に二項を加える改正規定（第六項に係る部分に限る。）は、2019年4月1日。

(参考) 各課題類型の検討体制

資源エネルギー庁	経過措置料金メニュー	その他関連事項
	・農事用、公衆街路灯向けメニュー等の経過措置料金メニューの在り方の検討	・燃料費調整に関する仕組みの在り方や、常時バックアップ等、経過措置に関連する事項の検討
料金制度等		
・三段階料金制度		・最終保障供給制度
電力・ガス取引監視等委員会	経過措置撤廃基準等	競争評価等
	・経過措置撤廃基準等の検討 (消費者等の状況、十分な競争圧力の存在、競争の持続的確保等を勘案し、具体的かつ定量的な判断枠組みや、実効的な事後監視の仕組みを検討)	・競争評価の実施 (経過措置撤廃基準を踏まえ、経過措置維持のために指定が妥当と考えられる供給区域を検討。) ※必要に応じて、撤廃までに必要な追加的な条件等を提示。
配慮事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者への効果的な周知・広報活動の在り方 ・経過措置撤廃に向けた大手電力会社の実務的手続 等 		

1. 経過措置適用区域指定等基準について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第12条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第1項及び第2項に規定する指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準については、別紙「電力・ガス取引監視等委員会 意見回答」及び「電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ」（以下、「監視委とりまとめ」という。）を踏まえると、下記のとおりとすることが適当である。

第1 改正法附則第16条第1項の経済産業大臣の指定

改正法附則第16条第1項の経済産業大臣の指定については、同項に指定の基準が規定されているところであり、より具体的には、次に掲げる事項その他の事情を総合して判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことにより、改正法第1条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第6条第2項第3号の供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、原則として、低圧分野における直近の事情を用いることとし、(1)に掲げる事項に関する判断に当たっては、小売電気事業者の切替え（以下「スイッチング」という。）等に関する電気の使用者の認識度を調査したアンケートの結果

果及び当該供給区域におけるスイッチングの動向その他の事情を総合的に勘案し、(2)に掲げる事項に関する判断に当たっては、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある有力で独立した複数の小売電気事業者の存在、当該みなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の追加的な供給能力の確保の見込みその他の事情を総合的に勘案し、(3)に掲げる事項に関する判断に当たっては、(2)に掲げる事項に関する判断を踏まえつつ、当該供給区域における小売電気事業者間の電気の調達に係る公平性、スイッチングを円滑にする仕組み及び体制の整備状況その他の事情を総合的に勘案することとする。

- (1) 当該供給区域に係るみなし小売電気事業者によって小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為が行われた際、当該供給区域の電気の使用者が当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者から小売供給を受けようとする蓋然性。
- (2) 当該供給区域における小売電気事業者間の競争関係によって、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者が小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性。
- (3) 当該供給区域における小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性。

第2 改正法附則第16条第2項の経済産業大臣の指定の解除

改正法附則第16条第1項の経済産業大臣の指定の解除については、同項に解除の基準が規定されているところであり、より具体的には、次に掲げる事項その他の事情を総合して判断し、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されたことにより、旧電気事業法第6条第2項第3号の供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められなくなった場合とする。

なお、その判断に当たっては、原則として、低圧分野における直近の事情を用いることとし、(1)に掲げる事項に関する判断に当たっては、スイッチング等に関する電気の使用者の認識度を調査したアンケートの結果及び当該供給区域におけるスイッチングの動向その他の事情を総合的に勘案し、(2)に掲げる事項に関する判断に当たっては、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある有力で独立した複数の小売電気事業者の存在、当該みなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の追加的な供給能力の確保の見込みその他の事情を総合的に勘案し、(3)に掲げる事項に関する判断に当たっては、(2)に掲げる事項に関する判断を踏まえつつ、当該供給区域における小売電気事業者間の電気の調達に係る公平性、スイッチングを円滑にする仕組み及び体制の整備状況その他の事情を総合的に勘案することとする。

- (1) 当該供給区域に係るみなし小売電気事業者によって小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為が行われた際、当該供給区域の電気の使用者が当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者から小売供給を受けようとする蓋然性。
- (2) 当該供給区域における小売電気事業者間の競争関係によって、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者が小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性。
- (3) 当該供給区域における小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性。

2. 経過措置適用区域指定等基準に照らした競争状況の評価について

監視委とりまとめを踏まえると、経過措置適用区域指定等基準に照らした競争状況の評価については下記のとおりとすることが適当である。

(東京電力²及び関西電力の供給区域³)

当該供給区域に係るみなし小売電気事業者によって小売料金の値上げその他電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為が行われた際の当該供給区域における電気の使用者が当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者から小売供給を受けようとする蓋然性（以下「消費者等の電気の使用者の状況」という。）については、消費者の自由化に関する認知度は両供給区域とも高い水準となっており、スイッチングに関する意識は向上していることから一定の充足が認められる。一層の促進に向けて検討の余地はあるものの、総じて、競争者の状況によっては、競争が機能する環境へと進みつつある。

小売電気事業者間の競争関係によって当該供給区域に係るみなし小売電気事業者が小売料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性（以下「競争圧力」という。）に関しては、当該供給区域における競争はそれぞれ相当程度進展しているものの、現状では、まだ十分とまでは認められない。すなわち、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある有力⁴で独立⁵した小売電気事業者が一者存在すると認められるものの、現時点でそれが複数存在するなど競争圧力が十分に存在するとまでは認められず、みなし小売電気事業者が値上げ等を行うことが十分に抑制される蓋然性が高いと認められる程度に競争が進展して

² 東京電力エナジーパートナー株式会社をいう。以下2.において同じ。

³ 旧電気事業法第6条第2項第3号の供給区域をいう。以下2.において同じ。

⁴ それぞれの要件の考え方については監視委とりまとめを参照。

いるとまでは認められない。なお、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の供給能力の追加的な確保の見込み（以下「競争者が利用可能な供給余力」という。）については、電力広域的運営推進機関による最新の供給計画とりまとめも踏まえ、現時点では、基本的には問題はないと考えられる。

小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性（以下「競争の持続性」という。）については、現時点での競争圧力は不十分であり、また、みなし小売電気事業者と小売市場への新規参入者（以下「新電力」という。なお、新電力には、当該供給区域以外の供給区域に係るみなし小売電気事業者を含み、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者の子会社その他関連会社を除く。）の間での電気の調達に係る公平性についての懸念も存在することから、現時点で競争が持続的に機能する環境とは認められない。

以上を総合的に判断すると、現時点の競争状況にかんがみれば、2020年4月の時点においては、東京電力及び関西電力の供給区域については改正法附則第16条第1項の規定により指定することが適当と考えられる。

（上記以外の各供給区域）

消費者等の電気の利用者の状況については、一定程度競争的な環境に進みつつあるが、各供給区域によって、自由化の認知度その他の事項について相当な濃淡があり、各供給区域におけるスイッチングの状況（累積値、フロー値）は、東京電力及び関西電力の供給区域と比較すれば、相対的に少ないことから、現状ではまだ十分とは認められない。

競争圧力については、現状では、東京電力及び関西電力以外の供給区域においては、供給区域における市場シェアが5%程度以上の小売電気事業者は存在せず、市場シェア5%程度に満たない小売電気事業者についても有力・独立と考えられる競争者は見当たらず、十分な競争圧力が存在するとは認められない。なお、競争者が利用可能な供給余力については、各供給区域とも、電力広域的運営推進機関による最新の供給計画とりまとめを踏まえると、現時点では、基本的には問題はないと考えられる。

競争の持続性については、現時点での競争圧力は不十分であり、また、みなし小売電気事業者と新電力の間での電気の調達に係る公平性についての懸念も存在することから、現時点で、競争が持続的に機能する環境とは認められない。

以上を総合的に判断すると、現時点の競争状況にかんがみれば、2020年4月の時点においては、東京電力及び関西電力以外の供給区域についても、改正法附則第16条第1項の規定により指定することが適当と考えられる。

3. 経過措置の撤廃に関する諸課題について

(1) 個別の経過措置料金メニューについて

経過措置料金メニューには、3段階料金制となっている一般家庭向けの従量電灯向け料金メニューの他に、農事用電力向け料金メニューや公衆街路灯向け料金メニューといった、特定の用途に限定した料金メニューも存在する。経過措置料金が存続する限り、これらの料金メニューは引き続き存続することとなるが、料金メニューの中には、40年以上前の導入当時の社会情勢や電力需給状況等に即して作られているものもあり、必ずしも昨今の社会情勢や電力需給状況等を反映したものとはなっていないため、需要家及び新規参入者である新電力の意見を丁寧に伺いつつ、当該メニューの利用実態や、社会的・経済的な意義等について確認しながら検討を行った。

(参考) 経過措置料金メニュー一覧⁶

区分	料金メニュー名称	概要	契約口数 (件)	使用電力量 (千kWh)
			(2017年3月末時点)	(2016年度)
経過措置料金メニュー	電灯	従量電灯	51,947,403	177,536,424
		公衆街路灯	11,958,062	5,840,403
		定額電灯	1,517,416	914,282
		臨時電灯	188,379	517,038
		農事用電灯 (誘が灯、電照栽培)	595	1,374
	電力	低圧電力	4,698,522	25,358,459
		農事用電力 (かんがい排水用、脱穀調整用、育苗・栽培用)	71,024	796,517
		臨時電力	11,070	126,099

①農事用電力向け料金メニュー

(料金メニューの概要)

農事用電力向けの料金メニューは、農事用のかんがい排水・脱穀調整・育苗栽培に用途を限定して動力を使用する需要に対して適用される。中でも最も契約数の多いかんがい排水向けの農事用電力メニューについては、

⁶ 大手電力会社により経過措置メニューの構成は異なる。

土地改良区⁷や農業者等が、農作物の栽培のために必要な農業水利施設の動力として利用している。このため、需要実績にはその季節性が反映されており、毎年春～秋にかけて需要が活発になる一方で冬には需要が落ち着き、それが毎年反復されるという特徴を有している。

現在の農事用電力向け料金メニューの元となる料金メニューは戦前から存在しており、当時の水主火従・冬ピークの需給構造の中で、農事用かんがい排水等の需要期が主として豊水期の昼間オフピーク時に当たることから、余剰電力を有効利用できる新規需要として比較的安価な料金設定がなされた。その後、電源構成が水主火従から火主水従へと転換してからも、需要家への影響を考慮し、料金は割安な水準（供給区域にもよるが、類似の低圧電力向け料金メニューに比して、基本料金単価は約3～6割、従量料金単価は約1.5～4.5割程度割安）にとどめおかれた経緯がある。このように、標準メニューに比べて料金水準が非常に低いことに加えて、本料金メニューについては、その他のメニューとは異なり、不使用期間には電気料金がかからない体系（その他のメニューでは、不使用月でも基本料金の半額が請求される）である一方で、その他のメニュー同様に、小売電気事業者としては、不使用期間においても託送料金の基本料金相当を支払う必要があることから、新規参入者である新電力にとっての参入障壁は高く、結果として需要家による新電力へのスイッチングは極めて少ない状況となっている。

（参考）農事用電力向け料金メニューの利用例⁸

＜かんがい用揚水ポンプ＞

※主な契約者は土地改良区や米農家



＜脱穀調整用施設＞

※主な契約者は農業法人や個人農家



＜育苗用温床（電熱線）＞

※主な契約者は農業法人や個人農家



（小委員会における議論）

2018年11月の小委員会において、全国土地改良事業団体連合会及び愛知川沿岸土地改良区から、土地改良区の置かれた状況や、農事用電力

⁷ 農業水利施設（ダム、水路等）の建設、管理、農地の整備等の土地改良事業を実施することを目的として土地改良法に基づいて設立される農業者の組織。

⁸ 大手電力会社により対象となる用途は異なる。

の使用状況及び経過措置が廃止された場合の影響等に加えて、本料金メニューが国土保全や防災に寄与していること等から、同メニューの存続を強く求める意見が寄せられた。これに対し、2019年2月の小委員会においては、農林水産省より、農業水利施設における省エネルギー対策や、維持管理費負担軽減への支援策等について紹介があり、農業所管省庁としての支援策について紹介がなされた。また、関西電力及び九州電力からは、農事用電力向け料金メニューについて、「本料金メニューについては、その時々の競争状況や経営環境等を総合的に勘案した上で判断していくことになると考えているが、仮に経過措置解除となっても、当面は、現行の農事用電力を取り止めることは考えていない」旨の発言があり、その後、事務的に他の大手電力会社8社（北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力）に確認を行ったところ、同様の意向を有している旨の回答が得られた。他方、委員からは、大手電力会社が低廉な料金体系を維持することについて、農業振興のためのメニューであることから、現状の負担の在り方を問題視する意見や、本来的には、農業産業強化策の一環として農事用電力を取り扱うということもあり得るとする旨の意見があった。

これらを踏まえると、本料金メニューについては、経過措置の有無にかかわらず、当面は大手電力会社により現体系が維持される見込みであるものの、電力自由化の観点において、特定の需要家に対する低廉な料金メニューの提供については、自由な競争を歪めることになりかねないため、料金メニュー以外の手当についても、将来的な課題として認識しておく必要がある。

なお、一部の大手電力会社からは、農事用向け料金メニューの提供以外に、ITを活用した農業効率化や、省エネ化に向けたコンサルティング等のサービス事例が紹介されたところ、こうした動きは、電力システム改革の目的の一つである「事業機会拡大」「需要家選択肢拡大」にも寄与するものであり、将来的な発展を目指す観点から、需要側・供給側それぞれの不断の努力と取組を通じて、双方に利点のある形で協力関係が構築されることが望ましい。加えて、主な需要家である土地改良区の一部では、小水力発電機や太陽光パネルを設置し、自ら電気料金を抑制しようとする取組や、改正土地改良法に基づく経営合理化の取組が進められており、こうした努力をすることは引き続き慫慂される。

②公衆街路灯向け料金メニュー

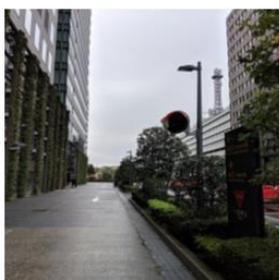
(料金メニューの概要)

公衆街路灯向けの料金メニューは、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯や交通信号灯の電灯需要に適用され、1973年に初めて独立の契約種別として扱われるようになった(1973年以前は定額電灯向けあるいは従量電灯向け料金メニューに含まれていた)。主な利用者は県道・市町村道の道路管理者等である官公庁となっており、割合としては、官公庁が約4割、警察が約1割、その他(町内会等)が約5割となっている⁹。契約口数は、近年緩やかに増加しており、全国合計で1,200万件を超える一方、エネルギー効率の高いLEDの普及等の影響により、2016年の販売電力量は約60億kWhと10年前に比べて約2割減少している。料金水準としては、導入当時から原価面における特性を踏まえ、類似メニューである定額電灯向け料金メニューに比べ、1割程度割安な価格で提供されてきたことに加え、大半が競争入札によらない随意契約となっていることから、農事用向け料金メニュー同様に、新電力へ切り替える需要家数は限られている。

(参考) 公衆街路灯向け料金メニューの利用例

<道路照明>

※主な契約者は官公庁(道路管理者)



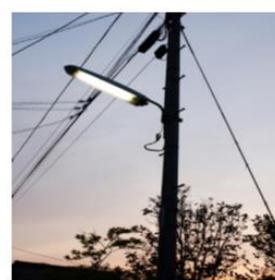
<交通信号灯>

※主な契約者は都道府県警察



<防犯灯>

※主な契約者は自治会・町内会



(小委員会における議論)

資源エネルギー庁において実施したアンケート調査によると、公衆街路灯向け料金メニューにおいてスイッチングが進まない理由として、官公庁等の需要家からは、競争入札への移行を検討しているものの、スイッチングに必要な供給地点特定番号や住所等の情報の集約作業が負担となる旨の意見が寄せられた。一方、新電力からは、まとまった単位での受注が期待できるものの、スイッチングの際の供給地点特定番号や住所等の入力手続きが煩

⁹ 大手電力会社による概算調べ。

雑である旨の意見が寄せられた。こうした状況を踏まえ、今後においては、①官公庁等の需要家による競争入札への移行を促すための仕様書のひな形の作成や、②スイッチング手続きの見直しに取り組むことが適当と考えられる。

③その他の料金メニュー

定額電灯向けや臨時電灯・電力向け料金メニューについては、それぞれの料金メニュー特有の課題は寄せられなかったことから、既に新規参入が進んでいる従量電灯向け料金メニューや低圧電力向け料金メニューと同等に取り扱うことが適当と考えられる。今後とも、適正な競争の確保の観点からは、現在経過措置料金メニューを利用している需要家に対して、既存事業者や新規参入者によって、新たな料金メニューやサービスが提供される機会が拡大していくことが望ましいと考えられる。

(2) その他経過措置に関連する制度について

①燃料費調整制度

(制度の概要)

燃料費調整制度は、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を迅速に料金に反映することにより、為替差益の消費者還元と事業者の経営環境の安定を目的として1996年に導入された。その後、電力自由化が段階的に進められる中であっても、燃料価格や為替レートの変動を迅速かつ中立的に料金に反映する仕組みとして機能してきたが、2016年4月の小売全面自由化以降、多様な料金メニューの提供による新たな競争が進む一方、料金比較の基準となる大手電力会社の経過措置料金に燃料費調整があるため、新電力各社は必ずしも自社の電源構成と整合しない、大手電力会社と同一の燃料費調整を料金メニューに適用することが一般化している¹⁰。

(小委員会における議論)

燃料費調整制度は、燃料価格や為替レートの変動を迅速かつ中立的に料金に反映させるものであるが、経過措置が撤廃された後については、基本的には制度としては存続しないこととなる¹¹。その上で、事業者が自由料金メニューとして燃料費調整を行うことは、需要家に対する説明責任を果た

¹⁰ 新電力におけるほぼ全て（約99%）の自由料金メニューに燃料費調整が設定されている。（電力取引報より）

¹¹ 離島供給に係る燃料費調整を除く。

した上であれば、他の事業者と合意の上実施する場合（独占禁止法上、カルテルと評価される場合）を除き、原則として事業者の自由となると考えられる。

他方、需要家が電気料金の比較を行う上では、基準指標となる大手電力会社の燃料費調整項が新電力でも採用されていることで、納得性の高い比較が可能となるため、燃料費調整制度は必要であるという意見がある。実際に新電力も、全ての大手電力会社が燃料費調整を行っている現状においては、参照すべき価格指標が限定されるため、料金比較を需要家に効果的に訴求するべく、大手電力会社の燃料費調整項を用いることが一般化している実態^{12, 13}がある。

上記を踏まえると、料金比較の観点で需要家が求めているものは、料金メニューの比較容易性¹⁴（あるいは選択したメニューが他のメニューより継続的に安価であること自体）であって、必ずしも燃料費調整制度そのものではないと考えられる。このため、経過措置が撤廃された後において市場シェアの大きな事業者が標準的な電気料金メニューを定め、それを公表^{15, 16, 17}していく等、需要家にとっての比較容易性を確保・向上していくことが望ましい。今後、燃料費調整の適用有無については、経過措置撤廃後は原則として自由となることを前提に、経過措置が撤廃されるまでの間に、上述の方向性を踏まえながら、需要家にとっての比較容易性の確保・向上について引き続き詳細検討を行っていくことが適当と考えられる。

¹² これらの実態を踏まえれば、仮に経過措置が撤廃された後であっても、制度としての燃料費調整はなくなるものの、大手電力会社、新電力の双方で小売料金における燃料費の調整が一般化していることを踏まえると、引き続き商慣習として存続する可能性も考えられる。

¹³ 燃料費調整制度の存在が、先物市場の育成に影響があるとの意見もあった。

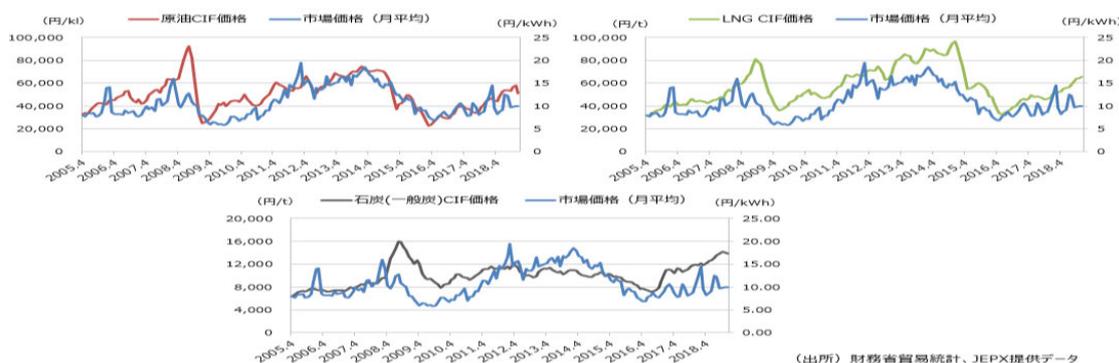
¹⁴ 大手電力会社、新電力の双方で小売料金における燃料費の調整が一般化している実態を踏まえれば、需要家にとって、燃料費調整制度が存在することで、事業者間の料金比較可能性の向上に寄与する側面があると考えられるものの、燃料費調整制度のみで事業者間の料金比較が容易に実施できるとは限らないことに留意する必要がある。

¹⁵ 現行の小売営業ガイドラインにおいて、小売電気事業者が低圧需要家向けの定型的なメニューを標準的なメニューとして広く一般に公表することが望ましい行為として記載されている。

¹⁶ 標準メニューとして、固定料金型のメニュー、市場連動型のメニュー、燃料費連動型のメニューなど、どのようなメニューをどのように定義し、これらがどのように公表されると、比較容易性が確保されるかについては、更に議論が必要。

¹⁷ こうした措置を実現するためには、新たなシステムを開発することも必要と考えられるため、一定のリードタイムが必要となることにも配慮が必要。

(参考) 卸電力取引市場価格と燃料価格の推移



②三段階料金制度（詳細は監視委とりまとめを参照。）

三段階料金は、1974年、高福祉社会の実現や省エネルギーの推進という経済社会の基本的要請に、総括原価主義の枠内で対応を図るという観点から導入された。現行の経過措置料金も三段階料金となっており、月に120kWhまでの使用量についてはナショナルミニマムに基づく低廉な料金水準になっており、概ね300kWhまでの使用量についてはほぼ平均費用に対する料金となっている。この点、重点審査を行った関西電力、東京電力エナジーパートナー、及び北陸電力からは、仮に経過措置規制が解除された後においても、三段階料金を当面維持するとの方針の表明があった。

ただし、現行の三段階料金については、資源配分の効率性との関係に加え、所得の多寡、家族数の大小、自家発電設備保有の有無等を問わず、一定の使用量までは抑制された料金となっていることが前述の目的との関係で合理的なものか否かに疑問を指摘する意見があり、中長期的に料金体系の中で存続し続けることが真に妥当であるか将来的に検証が必要である。

③最終保障供給制度

(制度の概要)

2016年の小売全面自由化後、経過措置料金が存続する間においては、一般家庭等の低圧需要家が供給者を選択できないときは、大手電力会社の提供する経過措置料金が、セーフティネットとしての最終保障供給の役割を担っている¹⁸。一方、経過措置の撤廃後においては、低圧分野においても一般送配電事業者が最終保障供給約款を設定し、約款に基づく供給条

¹⁸ 現状、特別高圧・高圧分野においては、一般送配電事業者が最終保障供給を実施。

件により最終保障供給を行うこととなっており、供給者を選択できない場合のラストリゾートとしての機能を担うこととなる。

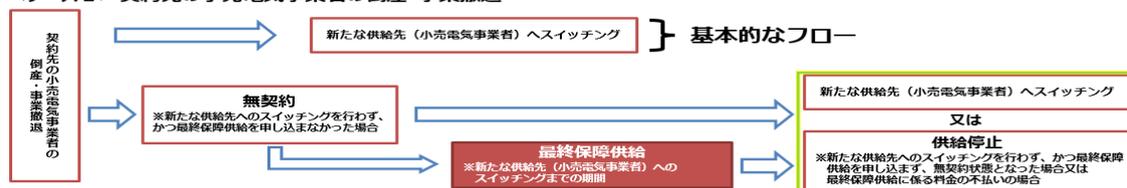
(小委員会における議論)

○最終保障供給利用主体

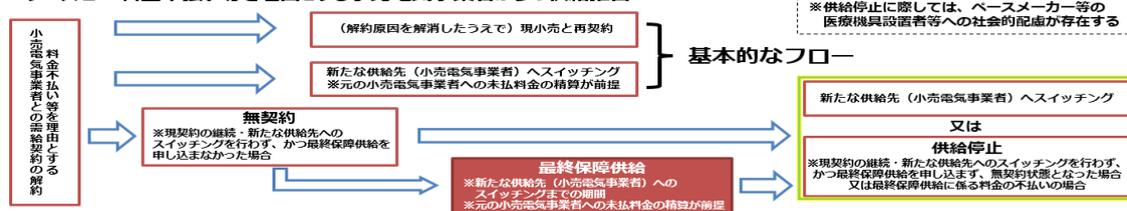
最終保障供給の利用主体としては、例えば、①小売電気事業者の倒産・事業撤退により強制的に契約切替を余儀なくされた需要家や、②料金不払いにより小売電気事業者との契約を解約された需要家等が想定され^{19, 20}、最終保障供給は、このような需要家のセーフティネットとして機能することが期待される。他方、電力システム改革専門委員会報告書においては、「あくまで最終保障はセーフティネットであり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障サービスのための電源を自ら保有することは、この制度の想定するところではない。」とされていることから、こうした需要家にとっては、直ちに最終保障供給を申込みのではなく、元の小売電気事業者との再契約や、新たな小売電気事業者に対して契約を申込みことを基本とすることが適当と考えられる（特に上記②のケースでは、まずは解約原因を解消することが必要）。

(参考) 想定される最終保障供給利用ケース

<ケース1> 契約先の小売電気事業者の倒産・事業撤退



<ケース2> 料金不払い等を理由とする小売電気事業者からの供給拒否



19 東京電力パワーグリッドからの聞き取りによれば、特別高圧、高圧分野において、最終保障供給に至る理由としては、電気料金の不払いにより小売供給契約を解約された需要家が、次の小売電気事業者と契約をするまでに一時的に利用するケースが大半を占めるとの由。

20 低圧分野においては、2017年度、約235万件（データの確認ができなかった中部電力、関西電力は含まれていない。）の需要家が電気の供給停止を受けている。そのうち、東電エリアの規制料金メニュー需要家においては、料金の不払い等により、約130万件的供給停止が行われ、その後解約に至った案件は約14万件（約11%）存在する。

○最終保障供給料金メニュー

経過措置期間中においては、大手電力会社の特定小売供給約款に基づき、低圧需要に対する最終保障供給が実質的に行われている。一方、経過措置撤廃後は、一般送配電事業者の最終保障供給約款に基づいて最終保障供給が行われることとなる。前述のとおり、この仕組みはあくまでセーフティネットであり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障サービスのための電源を自ら保有することは、想定されていない。このため、最終保障供給約款の料金メニューについては、①全ての需要家が供給を受けられること、②需要家が常時依存をしないよう、必要最低限の料金メニューであることを基本とし、現在一般送配電事業者が作成している特別高圧・高圧の需要家に対する最終保障供給約款の料金メニューと同様に、一般送配電事業者が、最終保障供給に要するコストや、エリアシェアが大きい小売電気事業者の料金メニュー等を勘案し、説明責任を果たしつつ、自ら設定することが適当と考えられる²¹。その際、基本的には一般送配電事業者が自ら説明責任を果たして設定するものであるとしても、低圧分野については、その需要家に一般の消費者が含まれることも踏まえ、必要に応じて、不当な料金水準となっていないかその妥当性についてチェックしていく必要があると考えられる^{22, 23}。

④常時バックアップ

(制度の概要)

常時バックアップとは、新電力がエリアの大手電力会社から電気の一部卸売を継続的に受けて、需要家に対して電力供給を行う形態を指し、電気事業法上規制を受けない私契約（常時補給電力契約）に基づくものであるが、「適正な電力取引についての指針」において、その契約行為における公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為等が記載されている。常時バ

²¹ 一般送配電事業者が低圧需要に対する最終保障供給を行うにあたり、必要となるシステムや体制整備等の準備に期間を要することに配慮が必要。

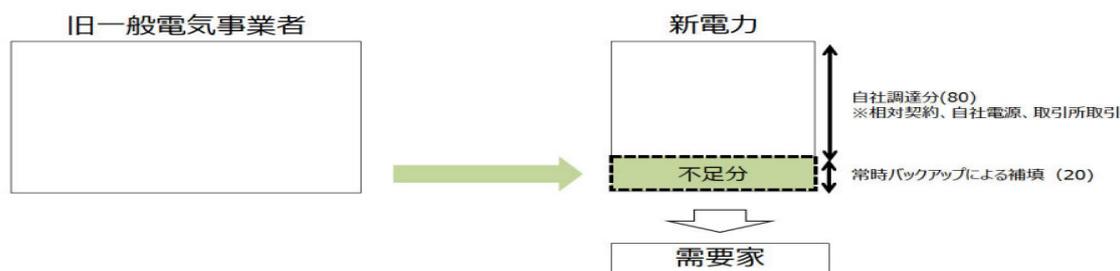
²² 経過措置撤廃後においては、一般送配電事業者は、電気事業法に基づき、最終保障供給約款として経済産業大臣に届け出ることとされている。その場合、経済産業大臣は、一般送配電事業者の設定する最終保障供給の料金が、「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがある」場合に、その変更を命じることができる。

²³ 現行の最終保障供給約款（特別高圧・高圧）においては、大手電力会社が設定している標準的な料金メニューの約2割増しの料金が設定されている。

ックアップは、2000年の部分自由化にあわせて導入され、新規参入者の主要な電源調達手段となっているものの、卸電力市場が活性化するまでの過渡的措置と位置付けられており、将来、卸電力取引市場が活性化した場合には廃止することが望ましいとされている。

常時バックアップの概要図（イメージ）

※新規参入者が需要家に100販売する際、供給力として80しか調達できず、20の常時バックアップを受ける場合の例



（小委員会における議論）

足元の卸電力市場の状況に鑑みれば、常時バックアップを廃止する状況にはない一方、その利用実態が必ずしも政策目的に沿っていない可能性があることや、今後ベースロード市場が創設されることを踏まえ、常時バックアップの締切り時間を前倒しする措置及び常時バックアップの購入可能枠からベースロード市場の約定分を控除する措置を実施することが適当と考えられる。

4. 事後監視等について

監視委とりまとめを踏まえると、実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項については下記のとおりとすることが適当である。

（実効的な事後監視の仕組み）

経過措置料金の撤廃後であっても、指定旧供給区域のみなし小売電気事業者と競争関係にある小売電気事業者の撤退その他の事情によって市場環境が一時的に変化し、地域や電気の利用者層によっては、競争圧力が多少なりとも減少する可能性が否定しきれないこと、電気は利用者にとって必需品であるといった事情を踏まえると、みなし小売電気事業者がその有力な地位を濫用した不当な値上げ等の行為（以下「地位濫用行為」という。）を行うことは、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達を図る観点から問題となる行為として業務改善勧告等の対象とすることが適当である。

また、電気の使用者に不測の損害が生じることを防止する観点から、経過措置料金の撤廃後においても、当面3年間程度、地位濫用行為の有無について特に積極的に監視する必要がある。このため、電力・ガス取引監視等委員会が当該指定旧供給区域のみなし小売電気事業者を対象として、報告徴収等を利用して、収益の状況や料金メニューの状況等に関する情報収集及び監視を定期的に行う必要がある。

(その他必要と考えられる事項)

小売市場における新規参入を促し、競争を活性化させるためには、卸市場の活性化が不可欠である。新規参入者の電源調達環境を改善していくため、みなし小売電気事業者の社内及びグループ内における小売市場の競争を歪めるおそれがある不当な内部補助を防止するための方策がより一層、具体的に検討されることが必要であるのみならず、その他の競争促進策について引き続き推進していく必要がある。

また、小売市場における競争を活性化する観点から、電気の使用者がスイッチング先を円滑に選択できるための環境整備が有益である。こうした観点から、例えば、価格比較サイトの充実などを含め、実効的な競争基盤の整備に向けた検討を引き続き行っていく必要がある。

5. 指定の見直しについて

監視委とりまとめを踏まえると、指定の見直しについては、以下の通り、概ね年に1回程度、指定解除の審査対象区域の検討が行われることが適当である。

(再審査の在り方)

経済産業大臣が供給区域毎の競争状況等を勘案して、経過措置料金を2020年4月以降も存続させることとして指定した区域(指定旧供給区域)については、別途、指定解除する旨の判断がない限り、経過措置料金が存続することとなる。

このため、指定旧供給区域については、適切な時期に改めて競争状況の評価を行い、指定を解除することの是非を判断する必要がある。この指定解除の判断は、指定等基準と同様の考え方に照らして行うことが想定されるが、その内容に照らすと、「有力で独立した競争者」の新たな登場や既存の有力競争者の状況、需要家のスイッチングの状況など、各指定旧供給区域の競争状況について「顕著な進展」があった場合など、再審査を行う合理的な理由があると判断される区域を、指定解除の審査対象区域とすることが適当である。

具体的な審査対象区域の選定については、概ね年に1回程度検討が行われることが適当である²⁴。

おわりに

本報告書では、電力システム改革において、「規制なき独占」を防ぐ観点から、経過措置適用区域指定等基準及び競争状況の評価等の取りまとめを行い、2020年4月時点においては、全区域において、電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いという結論を得た。電力システム改革の目的として、安定供給の確保、料金の最大限の抑制、事業者事業機会及び需要家選択肢の拡大が位置付けられているところ、この趣旨にかんがみれば、経過措置が撤廃された結果として、規制なき独占による料金の上昇を招くということがあってはならない。このため、今後とも引き続き、経過措置が導入された趣旨や電力システム改革の目的を十分に踏まえつつ、各供給区域の競争状況を詳細に評価していくことが必要である。

なお、本報告書に記載した経過措置に関連する諸課題のうち、更なる詳細検討が必要なものについては、本小委員会等において、引き続き検討を進めていくこととする。

別紙：電力・ガス取引監視等委員会 意見回答

²⁴ 当事者等から、競争状況の顕著な進展を示す合理的な根拠に基づく申し出等があった場合は、その内容についても吟味することとする。

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

電力・ガス基本政策小委員会 委員等名簿

※五十音順、敬称略、◎は小委員長、○は小委員長代理、●は副小委員長
(委員)

- 秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構
システム研究グループ グループリーダー
- 石村 和彦 A G C株式会社 取締役会長
- 牛窪 恭彦 株式会社みずほ銀行 執行役員
- 大石 美奈子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
代表理事・副会長
- 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授
- 大山 力 横浜国立大学大学院工学研究院 教授
- 柏木 孝夫 東京工業大学 特命教授
- 松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授
- 村上 由美子 O E C D東京センター 所長
- 村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科 建築・都市科学専攻教授
- 村松 久美子 P w Cあらた有限責任監査法人ディレクター
公認会計士
- ◎ 山内 弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科 特任教授
- 横山 明彦 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 四元 弘子 森・濱田松本法律事務所 弁護士

(専門委員)

- 大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役
- 海寶 益典 一般社団法人日本経済団体連合会
資源・エネルギー対策 委員会 企画部会長

(オブザーバー)

- 川越 祐司 株式会社エネット 代表取締役社長
- 廣江 譲 電気事業連合会 副会長
- 沢田 聡 一般社団法人日本ガス協会 専務理事

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 開催実績

- 2017年10月24日（第5回電力・ガス基本政策小委員会）
- 2018年 1月31日（第7回電力・ガス基本政策小委員会）
- 2018年 3月12日（第8回電力・ガス基本政策小委員会）
- 2018年 5月18日（第9回電力・ガス基本政策小委員会）
- 2018年 7月 6日（第10回電力・ガス基本政策小委員会）
- 2018年 9月18日（第11回電力・ガス基本政策小委員会）
- 2018年11月 8日（第12回電力・ガス基本政策小委員会）
- 2018年12月19日（第14回電力・ガス基本政策小委員会）
- 2019年 2月 4日（第15回電力・ガス基本政策小委員会）
- 2019年 3月27日（第16回電力・ガス基本政策小委員会）
- 2019年 4月26日（第17回電力・ガス基本政策小委員会）